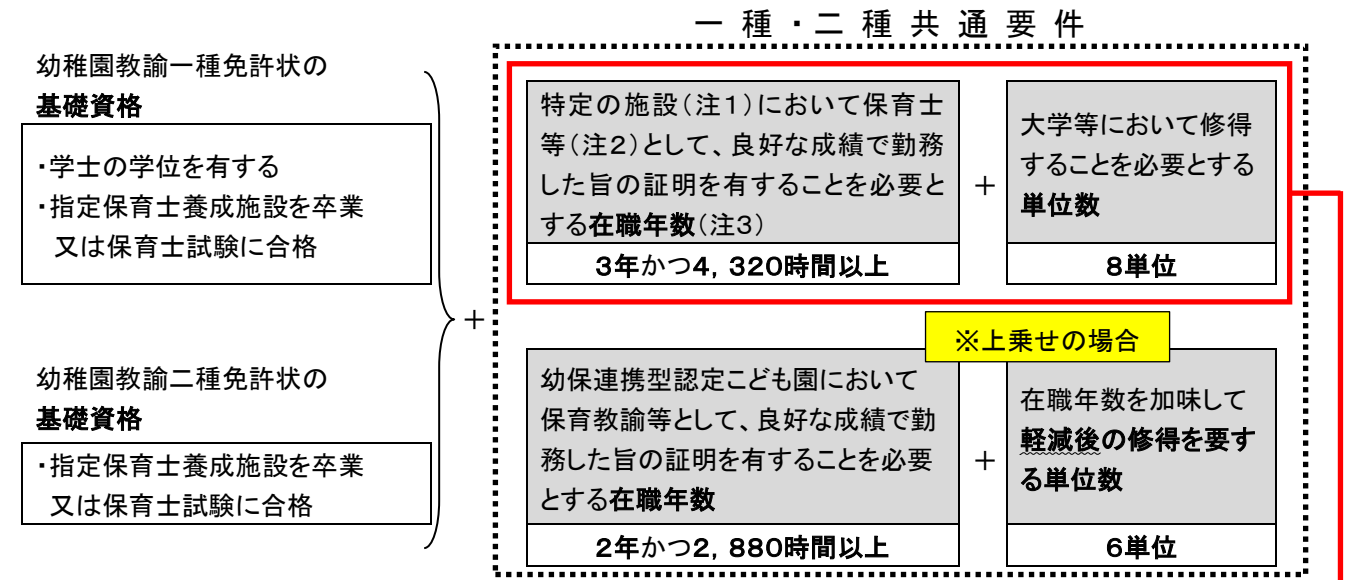


## 【幼稚園免許特例制度について】

本特例制度では、「保育士資格」と「保育士等としての勤務経験」がある方は、単位数を軽減して幼稚園教諭免許状を取得することができます。取得要件となっている基礎資格、在職年数、単位数は以下のとおりです。なお、**この特例は令和12年3月31日までの期限付き特例です**。期間内に免許状の出願をしなければ、特例を適用させることはできませんのでご注意ください。

※令和7年3月31日までの特例でしたが、さらに5年延長になりました。

※平成27年4月1日以降の幼保連携型認定こども園の保育教諭等として2年かつ2,880時間以上の在職年数を上乗せできる場合は、下表のとおり計6単位で免許状を取得できます。



- (注1) 保育士等の在職年数が認められる施設は、県ホームページに対象施設一覧を掲載しています。  
 (注2) 「保育士等」には、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む）において専ら幼児の保育に従事する職員（預かり保育を担当する職員等）を含みます。  
 (注3) 在職年数については、基礎資格を取得した後のものに限りします。

大学等において修得することが必要な最低単位数の内訳 (注4)		保育士等 3年のみ	保育教諭等 2年上乗せ	
教科及び教職に関する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	2単位	
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	1単位	
	教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	2単位	2単位
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) (注5)	2単位	2単位
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	1単位	1単位	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1単位	/	
<b>合計</b>		<b>8単位</b>	<b>6単位</b>	

(注4) 原則として、幼稚園免許特例制度向けに開設された科目の単位数を修得すること。

(注5) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項には、日本国憲法の内容（とりわけ第26条（教育を受ける権利））が取り扱われていること。